

# 各種調査における非正規労働者関係の 定義について

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について①

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
労働力調査 (基礎調査票)	<b>【質問項目】</b> 従業上の地位  <b>【選択肢】</b> ・常雇 ・臨時雇 ・日雇	<b>【あり】</b> ・ <u>臨時雇</u> :雇用契約期間が1ヶ月以上1年以下の人 ・ <u>日雇</u> :雇用契約期間が1ヶ月未満の人  ※「常雇」の定義は記載なし。	<b>【なし】</b>	調査対象者(個人)には、基礎調査票のほか、「基礎調査票の記入の仕方」という冊子が配布される。
労働力調査 (特定調査票)	<b>【質問項目】</b> ・勤め先での呼称  <b>【選択肢】</b> ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・契約社員・嘱託 ・その他	<b>【なし】</b>	<b>【あり:「特定調査票の記入の仕方」】</b> ・ <u>正規の職員・従業員</u> : 勤め先で一般職員あるいは正社員などと呼ばれている人 ・ <u>パート、アルバイト</u> : 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人 ・ <u>労働者派遣事業所の派遣社員</u> : 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣される人。労働者派遣事業所の派遣社員は、他に当てはまるものがあっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とする。 ・ <u>契約社員</u> : 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある人 ・ <u>嘱託</u> : 労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託社員」又はそれに近い名称で呼ばれている人	調査対象者(個人)には、特定調査票のほか、「特定調査票の記入の仕方」という冊子が配布される。

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について②

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
就業構造基本調査	<p>【質問項目】 勤めか自営かの別等</p> <p>【選択肢】 ・常雇 ・臨時雇 ・日雇</p>	<p>【あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇：雇用契約期間が1ヶ月以上1年以内の人</li> <li>・日雇：雇用契約期間が1ヶ月未満の人</li> </ul> <p>※「常雇」の定義は記載なし。</p>	<p>【なし】</p>	調査対象者(個人)には、調査票のほか、「調査票の記入のしかた」という冊子が配布される。
	<p>【質問項目】 勤め先における呼称</p> <p>【選択肢】 ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・契約社員 ・嘱託 ・その他</p>	<p>【あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者派遣事業所の派遣社員：労働者派遣法に基づく人。デパートの派遣店員、派遣警備員などは派遣元の事業所における呼称について記入。</li> </ul> <p>※「労働者派遣事業所の派遣社員」以外の定義は記載なし。</p>	<p>【あり：「調査票の記入のしかた」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合： 募集広告や募集要領に示された呼称や、雇用契約の際に言われたり、示された呼称によって記入</li> <li>・派遣社員だが、勤務先では「パートさん」と呼ばれている場合： 労働者派遣事業所の派遣社員は、他に当てはまるものがあったとしても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とする。ただし次の場合は、含めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向</li> </ul> </li> <li>・デパートの派遣店員など(このような人は、派遣元の事業所における呼称を記入)</li> <li>・労働者派遣法で適用外の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>①港湾運送業務、建設業務、警備業務</li> <li>②医療関係の業務(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び医療を受ける者の居宅において行われるものに限る。ただし、紹介予定派遣による労働者派遣を除く。)</li> </ul> </li> </ul>	

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について③

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
<p>就業形態の多様化に関する総合実態調査(事業所票)①</p>	<p><b>【質問項目】</b> ・事業所全体の常用労働者数</p> <p><b>【選択肢】</b> 実数を記載</p>	<p><b>【あり】</b> ・常用労働者: 下記の①～③のいずれかに該当する者 ①期間を定めずに雇われている者 ②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者 ③日々雇われている者又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成19年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者</p> <p>なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払いを受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者又はパートタイム労働者であって、上記①～③のいずれかに該当すれば、常用労働者である。労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は含めない。</p> <p>※「平成19年8月及び9月」とは、調査月の前2ヶ月を指す。</p>	<p><b>【なし】</b></p>	<p>・調査票のフェイスシートの裏面に「記入要領」が記載されている。</p> <p>・個人票でも、事業所調査とほぼ同一の定義が「記入要領」に記載されている。</p>

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について④

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
<p>就業形態の多様化に関する総合実態調査(事業所票)②</p>	<p><b>【質問項目】</b>                      ・雇用する労働者及び貴事業所との契約により派遣元事業所から派遣された派遣労働者数</p> <p><b>【選択肢】</b>                      ・正社員                      ・契約社員                      ・嘱託社員                      ・出向社員                      ・派遣労働者                      ・臨時的雇用者                      ・パートタイム労働者                      ・その他</p> <p>※それぞれ実数を回答</p>	<p><b>【あり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>正社員</u>: 雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員</li> <li>・<u>契約社員</u>: 特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者</li> <li>・<u>嘱託社員</u>: 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者</li> <li>・<u>出向社員</u>: 他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)</li> <li>・<u>派遣労働者</u>: 労働者派遣法に基づく派遣元事業所から貴事業所に派遣された者</li> <li>・<u>臨時的雇用者</u>: 臨時的に又は日々雇用している者で、雇用期間が1ヶ月以内の者</li> <li>・<u>パートタイム労働者</u>: 正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間が1ヶ月を超えるか、又は定めがない者</li> <li>・<u>その他</u>: 上記以外の者</li> </ul> <p>※全ての選択肢に関して定義の記載あり。</p>	<p><b>【あり:「記入要領」】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>契約社員</u>:                      ・契約社員の定義における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいう。                      ・定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」とする。                      ・「臨時的雇用者」「パートタイム労働者」「その他」の労働者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」とし、「嘱託社員」に該当する場合は「嘱託社員」とする。</li> </ul>	

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について⑤

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
有期労働契約に関する実態調査（事業所調査）	<b>【質問項目】</b> ・貴事業所を含む会社全体の常用労働者数  <b>【選択肢】</b> ・5～29人 ・30～99人 ・100～299人 ・300～999人 ・1,000人以上	<b>【あり】</b> ・ <u>常用労働者</u> ： P3参照	<b>【なし】</b>	・調査票以外の記入要領等はない。  ・個人調査はインターネット調査により実施。
	<b>【質問項目】</b> ・貴事業所で直接雇用及び他社から受け入れている労働者の数  <b>【選択肢】</b> ・常用労働者 ・うち正社員 ・うち労働契約期間の定めのない労働者 ・うち有期契約労働者 ・常用労働者以外 ・派遣労働者 ・請負労働者など  ※それぞれ実数を回答	<b>【あり】</b> ・ <u>正社員</u> ： 貴事業所において、正社員・正職員とされている者 ・ <u>労働契約期間の定めのない労働者</u> ： 無期パートや他社からの出向者などを含む ・ <u>有期契約労働者</u> ： 貴事業所が直接雇用している労働者であって、例えば3ヶ月や1年など、貴事業所との労働契約期間に定めのある者（「パート」「アルバイト」「契約社員」「期間工」等の名称を問わない。） ・ <u>常用労働者以外</u> ： 日々雇われている者又は1ヶ月未満の期間を定めて雇用されている者で、平成21年5月と6月のいずれか又は両月に18日未満しか雇用していなかった者など  ※「派遣労働者」「請負労働者など」の定義はなし。	<b>【なし】</b>	

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について⑥

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
パートタイム労働者総合実態調査(事業所票)	<p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所全体の常用労働者数</li> </ul> <p>【選択肢】</p> <p>実数を記載</p>	<p>【あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用労働者: P3参照</li> </ul>	<p>【なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の各質問項目に対応して、裏面や次頁に「記入要領」が記載されている。</li> </ul>
	<p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴事業所と雇用関係のある全雇用労働者数など</li> </ul> <p>【選択肢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正社員</li> <li>・パート(短時間労働者)</li> <li>・その他</li> </ul> <p>※それぞれ実数を回答</p>	<p>【あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正社員: いわゆる正規型の労働者。短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(いわゆるパートタイム労働法)にいう通常の労働者</li> <li>・パート(短時間労働者): 正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者</li> <li>・その他: 正社員以外で上記以外の労働者(1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い者)</li> </ul> <p>※全ての選択肢に関して定義の記載あり。</p>	<p>【あり:「記入要領」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正社員: いわゆる正規型の労働者。一般にフルタイム勤務で期間の定めのない労働契約により雇用されている労働者。(1週間の所定労働時間が35時間未満の労働者を含む。)</li> <li>・派遣労働者: 他社から受け入れた派遣労働者については、貴事業所との指揮・命令関係はあるが、雇用関係はないので労働者数には含めない。貴事業所が人材派遣会社である場合、他社へ派遣している派遣労働者は労働者数には含めない。</li> </ul>	
パートタイム労働者総合実態調査(個人票)	<p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パート等として働いていた期間</li> </ul> <p>【選択肢】</p> <p>実数を記載</p>	<p>【なし】</p>	<p>【あり:「記入要領」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パート等として働いていた期間</li> <li>・パート等: パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託などの名称の如何にかかわらず、正社員以外として働いている者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の各質問項目に対応して、裏面や次頁に「記入要領」が記載されている。</li> <li>・個人票は、事業所調査の対象事業所において就業しているパートタイム等労働者のみ回答。</li> </ul>

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について⑦

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
派遣労働者実態調査(事業所票)	<p><b>【質問項目】</b> ・事業所の常用労働者数</p> <p><b>【選択肢】</b> 実数を記載</p>	<p><b>【あり】</b> ・常用労働者: P3参照</p>	<p><b>【なし】</b></p>	<p>・調査票の各質問項目に対応して、裏面や次頁に「記入要領」が記載されている。</p> <p>・個人票は、事業所調査の対象事業所において就業している派遣労働者のみ回答。</p>
	<p><b>【質問項目】</b> ・貴事業所が受け入れた派遣労働者を正社員に採用する制度の有無</p> <p><b>【選択肢】</b> ・制度がある ・制度がない</p>	<p><b>【なし】</b></p>	<p><b>【あり:「記入要領」】</b> ・<u>正社員</u>: 貴事業所と直接雇用関係のある労働者のうち、貴事業所で正社員・正職員等とされている者</p>	
	<p><b>【質問項目】</b> ・貴事業所における労働者の割合を今後変更する方針があるか。</p> <p><b>【選択肢】</b> ・正社員 ・正社員以外の直接雇用関係のある労働者 ・派遣労働者 ※それぞれについて回答</p>	<p><b>【なし】</b></p>	<p><b>【あり:「記入要領」】</b> ・<u>正社員以外の直接雇用関係のある労働者</u>: 貴事業所と直接雇用関係のある労働者のうち、正社員・正職員等とされている以外の者(例 パート・アルバイト、契約社員等)</p>	



# 各種調査における非正規労働者関係の定義について⑧

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
賃金構造基本調査(事業所票)	<p><b>【質問項目】</b> ・事業所の常用労働者数</p> <p><b>【選択肢】</b> ・正社員・正職員 ・正社員・正職員以外 ※それぞれ常用労働者の内数 ※それぞれ実数を記載</p>	<p><b>【あり】</b> ・常用労働者: P3参照 ・<u>正社員・正職員</u>: 貴事業所において、正社員・正職員とする者 ・<u>正社員・正職員以外</u>: 常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者</p> <p>※全ての選択肢に関して定義の記載あり。</p>	<p><b>【あり:「調査票記入要領」】</b></p> <p>※調査票に記載された定義をチャート式で説明。</p>	<p>調査対象者(事業所)には、調査票のほか、「調査票記入要領」という冊子が配布される。</p>
	<p><b>【質問項目】</b> ・事業所の臨時労働者数</p> <p><b>【選択肢】</b> ・臨時労働者 ※実数を記載</p>	<p><b>【あり】</b> ・<u>臨時労働者</u>: 常用労働者に該当しない労働者</p>		
賃金構造基本調査(個人票)	<p><b>【質問項目】</b> ・就業形態</p> <p><b>【選択肢】</b> ・一般 ・短時間</p>	<p><b>【なし】</b></p>	<p><b>【あり:「調査票記入要領」】</b> ・<u>一般労働者</u>: 短時間労働者に該当しない者 ・<u>短時間労働者</u>: ・1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者 ・1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者</p>	<p>・個人票を記載するのは事業主(個々の労働者への賃金支払い状況を記載するもの)</p> <p>・調査対象者(事業主)には、調査票のほか、「調査票記入要領」という冊子が配布される。</p>

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について⑨

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
能力開発基本調査(企業票・事業所票)	<p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴社全体の常用労働者数を正社員・正社員以外に分けて記載</li> </ul> <p>【選択肢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正社員</li> <li>正社員以外</li> </ul> <p>※それぞれ実数を記載</p>	<p>【あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常用労働者: P3参照</li> <li>正社員: 常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた、いわゆる正社員</li> <li>正社員以外: 常用労働者のうち、上記正社員以外の人(「嘱託」「契約社員」「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人など)。派遣労働者及び請負労働者は含まない。</li> </ul> <p>※全ての選択肢に関して定義の記載あり。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票以外の記入要領等はない。</li> </ul>
能力開発基本調査(個人票)	<p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用形態</li> </ul> <p>【選択肢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正社員</li> <li>嘱託</li> <li>契約社員</li> <li>パートタイム労働者</li> <li>その他</li> </ul>	<p>【あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正社員: 常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた、いわゆる正社員</li> <li>嘱託: 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者</li> <li>契約社員: 常用労働者のうち、フルタイム勤務で雇用期間の定めがあり、嘱託以外の者</li> <li>パートタイム労働者: 常用労働者のうち、1日の所定労働時間が正社員より短い者又は1週の所定労働日数が正社員より少ない者のいずれかに該当する者であって、「嘱託」「契約社員」以外の者</li> <li>その他: 常用労働者のうち、上記「正社員」「嘱託」「契約社員」及び「パートタイム労働者」以外の者</li> </ul> <p>※全ての選択肢に関して定義の記載あり。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票以外の記入要領等はない。</li> </ul>

# 各種調査における非正規労働者関係の定義について⑩

調査票名	質問項目と選択肢	調査票上での定義に係る記載	調査票以外での定義に係る記載	備考
雇用動向調査 (事業所票)	<p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用労働者の異動状況</li> </ul> <p>【選択肢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用名義</li> <li>・臨時・日雇名義</li> <li>・パートタイム労働者</li> <li>・他企業からの出向者</li> </ul> <p>※それぞれ常用労働者の内数 ※それぞれ実数を記載</p>	<p>【あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用労働者: P3参照</li> <li>・常用名義: 期間を定めずに雇われている者</li> <li>・臨時・日雇名義: ・1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者 ・1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者</li> <li>・パートタイム労働者: 常用労働者のうち、同じ事業所の一般の労働者と比べて1日の所定労働時間が短い者、あるいは1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者</li> </ul>	<p>【あり:「記入要領」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用労働者: P3参照</li> <li>・常用名義: 常用労働者のうち期間を定めずに雇われている者。 試用又は見習い期間中の者及び出向者も含む。</li> <li>・臨時・日雇名義: 常用労働者のうち期間を定めて、又は日々雇われている者</li> <li>・パートタイム労働者: 常用労働者のうち、 ・1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者よりも短い者 ・その事業所の一般の労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者 常用労働者の内数となる。</li> <li>・出向者(省略)</li> </ul>	<p>調査票の別紙として「記入要領」が記載されている。</p>
雇用動向調査 (入職者票・離職者票)	<p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般・パートの別</li> </ul> <p>※入職者票は現在、離職者票は離職前の形態を記載</p> <p>【選択肢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般労働者</li> <li>・パートタイム労働者</li> </ul>	<p>【あり】※入職者票のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働者: 1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者よりも短い人又は1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない人</li> </ul> <p>※「一般労働者」の定義は記載なし。</p>	<p>【あり:「記入要領」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働者: 1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い人又は1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所票の調査対象事業所に入職又は離職した者が対象。(離職者票は事業主が回答。)</li> <li>・離職者票では、調査票に定義の記載なし。</li> <li>・入職者票については別紙にて「記入要領」が記載されている。</li> <li>・離職者票については裏面に「記入要領」が記載されている。</li> </ul>